



Title	農協による環境保全型農業の推進可能性
Author(s)	大場, 教正; OBA, Norimasa; 太田原, 高昭 他
Citation	北海道大学農経論叢, 55, 135-144
Issue Date	1999-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11186">https://hdl.handle.net/2115/11186</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	55_p135-144.pdf



# 農協による環境保全型農業の推進可能性

— 訓子府町農協を事例として —

大場 教 正・太田原 高 昭

## Promotion of Environmentally Conscious Agriculture through Agricultural Cooperatives :

A Case of Kunneppu Agriculture Cooperatives

Norimasa OBA · Takaaki OAHARA

### Summary

In recent years, the number of farmers practicing in environmentally conscious agriculture has been increasing. Furthermore, agricultural cooperatives which practice environmentally conscious agriculture are on the increase. Generally speaking, agricultural cooperatives are still limited in number. To expand the use of environmentally conscious agriculture, it is important that agricultural cooperatives practice it further. The purpose of this study is to determine factors that prevent agricultural cooperatives from practicing environmentally conscious agriculture through examining the experience of Kunneppu Agr. Coop. Furthermore, this study aims to analyze the possibility of increased use of environmentally conscious agriculture in the future.

### 1. はじめに

近代農法は化学肥料や農薬の多投入により生産性の向上・品質を安定化させるとともに、農作業の省力化・能率化をもたらした。しかしその一方で、過度の化学肥料・農薬の投入は生物種の減少や土壌汚染等、農地の生態系の著しい悪化、食料の汚染問題を世界的に引き起こしてきた。このような状況に対し、収量・販路・価格の不安定等のリスクがあるにもかかわらず、化学肥料や農薬の投入を可能な限り軽減し、土や作物の活力と物質循環機能を引き出していく環境保全型農業(註1)こそ21世紀型農業であると位置づけ、これに積極的に取り組む農家が増加している。

この農家側の動きに対して、従来大多数の農協は環境保全型農業に対しては農薬の売り上げの減少等の理由から無関心あるいは批判的であり、ごく一部の先進的な農協が意欲的に取り組んできた

に過ぎない。しかし、環境破壊への意識の高まりや、安全な食料を求める消費者の増加等から、環境保全型農業に取り組む農協が徐々にではあるが増加してきている。第20回J A全国大会では四つの営農目標の一つに「田園環境の維持・保全と環境保全型農業の育成」が、さらに重点課題として「環境保全型農業の振興と育成」が盛り込まれるなど、農協における環境保全型農業への関心は非常に高まりをみせている。

農協が環境保全型農業に取り組むことの意義・役割に関しては様々な点が指摘されている。連作による地力低下や主として硝酸態窒素による水質汚染等の環境悪化は、地域における農産物供給力の低下、ひいては地域農業の後退をもたらす、直接農協における事業基盤の脆弱化につながることから、またさらに農家の農協ばなれが叫ばれる中であって、農家の要求に積極的に応える意味からも農協は環境保全型農業に取り組むべきであると

考えられる。また、生産者個人あるいは生産者組織での取り組みと比較すると、農協が取り組むことにより、地域的な合意を形成しやすいこと、流通業者・消費者団体等への信用力の高まり、農協施設の利用が可能となること等の点でメリットが生じると考えられる(註2)。しかし現状では農協の取り組みはいまだ一部に限られており、農協が環境保全型農業に取り組む上で何らかの問題点が存在することが想像できる。例えば、「市場流通を前提に、大量・均一を目指し、共選共販を進めてきた農協の生産指導・販売体制のもとでは、特徴・差別化商品的な有機農産物を取り扱うことが難しい」(註3)という点はその問題点の一つと考えられる。環境保全型農業に対する農協の積極的関与を妨げている要因は何か。その要因解決は可能なのか。そして現在、実際に環境保全型農業に取り組んでいる農協においては、この要因が発現していないのか、発現する危険性をはらみつつの取り組みなのか、それとも既に解決されているのか。これらに関して、農協による環境保全型農業の推進状況を通じて分析すれば、これから将来にかけての農協による環境保全型農業の推進可能性がみえてくるであろう。

そこで本論文では、環境保全型農業の取り組み主体となって積極的な取り組みがなされている訓子府町農協の実態調査を通じて、農協が環境保全型農業に取り組むに当たっての問題点を確認した上で、今後の農協による環境保全型農業の推進可能性について考察する。

## 2. 環境保全型農業推進上の問題点

農協による環境保全型農業の推進可能性について考察するためには、実際に農協が環境保全型農業に取り組む上でどのような問題点が存在するのか把握し、その解決可能性に関して検討する必要があると考えられる。そこで各種アンケート結果から問題点を指摘し、若干の考察を加えることとする。

東京都生活文化局価格流通部によるアンケート調査結果(註4)では、環境保全型農業に取り組んでいない農協におけるその理由が列挙されている。その理由として、「生産コストや手間がかかる」(回答農協の49.0%)、「生産者がいない」(同

43.2%)、「農家の関心が薄い」(同42.8%)、「必要な数量が確保できない」(同42.4%)、「安定需要が見込めない」(同32.9%)、「品質が悪い」(同21.4%)、「販路がない」(同17.7%)、「指導できる営農指導員がいない」(同15.2%)等が挙げられている。

これらについて若干詳しくみていくと、まず「生産コストや手間がかかる」というのは生産者が取り組む上での問題であり、この問題のため、生産者がいない、農家の関心が薄い、あるいは生産者の増加がさほど見込めないということが農協が取り組む予定がない理由ということになるであろう。「生産者がいない」「農家の関心が薄い」というのは文字通り、生産者にとって新たに環境保全型農業に取り組む誘因が働かないため、農協としても取り組みようがないことが考えられるが、さらには農協が非協力的であるが故に生産者が取り組まない、または生産者が個人的あるいはグループをつくって取り組んでいるということも考えられるであろう。「必要な数量が確保できない」というのは、慣行農法に比べると収量が劣るということも考えられるであろうが、より大きな要因としては、取り組んでいる生産者が少ない、さらなる増加の可能性が低いということが考えられる。またこの場合、取り組んでいる生産者は個人あるいはグループをつくっての取り組みということになる。また気象の影響を受けやすい環境保全型農業では農産物の安定供給が難しいということもこの問題点に関わってくるであろう。「安定需要が見込めない」というのは産直等における需要の不安定性を示している。「品質が悪い」というのは外観的品質(註5)が重視される市場流通においては変形や損傷が発生しやすい有機農産物が非適用的であることを示している。「販路がない」ということについては、これまで共販体制のもとで販路開拓・確保を経済連に依存してきた農協の体制が、「指導できる営農指導員がいない」というのは農協における営農指導事業の脆弱性が指摘できよう。

次に(財)農産業振興奨励会による「平成7年度 有機農業等生産流通消費調査委託事業報告書」(註6)では、実際に有機農業等を中止した事例のある農協にその理由を訊ねている。その理

由として、「労働力の問題」(回答農協の45.7%)、「収益性の問題」(同32.9%)、「価格の問題」(同30.0%)、「収量の問題」(同30.0%)、「販路の問題」(同17.1%)、「需要が少ない・不安定」(同12.9%)、「品質・規格の問題」(同7.1%)、「堆肥の確保が困難」(同5.7%)等、先ほどの東京都生活文化局によるアンケート調査とほぼ同様の問題点が指摘されている。先ほどの東京都生活文化局によるアンケート調査に比べると、特に需要の不安定性、品質・規格の問題に関する割合が低くなっており、環境保全型農業に取り組む予定のない農協が憂慮しているほど、これらの問題が環境保全型農業に取り組む上で大きな障壁とはなっていないことがわかる。

### 3. 訓子府町農協における環境保全型農業の実践動向

#### 1) 地域農業の概要

訓子府町は網走支庁管内の南西に位置し、東北は北見市、西は置戸町、南は津別町・陸別町に接している。訓子府町の人口総数は6,684人(男3,252人,女3,432人)で、世帯数は2,073世帯となっている(註7)。1995年の総農家戸数は506戸であり、うち専業農家が220戸(43.5%)、第1種兼業農家が251戸(49.6%)、第2種兼業農家が35戸(6.9%)となっていて、第1種兼業農家が最も多い。1戸当たり耕地面積は13.7haであり、耕地規模別農家戸数をみると、3ha以下層・10~15ha層が横ばい傾向であり、3~10ha層が減少傾向、15ha以上層が増加傾向となっている。

訓子府町は水稻・畑作・野菜・畜産と全ての経営形態が存在している。各作物の単収向上に努め、管内でもトップクラスの生産を維持し、また品質向上にも努めている。特に畑作・酪農では全道でもトップクラスの生産性を保持している。近年はたまねぎ・水稻及び畑作経営において所得向上を図るため、メロン・イチゴ・花きなどの施設園芸作物の導入や特別栽培米(米太郎倶楽部)やたまねぎ・馬鈴薯の減農薬・有機栽培、フードプラン事業(註8)への参加など高付加価値農業生産にも積極的に取り組んでいる。

#### 2) 環境保全型農業への取り組み背景と経過

1985年頃から消費者の食料に対する安全指向の高まりや、生産者自身における減農薬・有機栽培に対する関心等から、生産者個人による有機農産物の産直販売への動きがみられるようになった。この一部の生産者の動きに対して、早くから訓子府町玉葱振興会がその事業展開の中に「減農薬栽培」を位置付けたことが、訓子府町において環境保全型農業が積極的に行われるようになった契機である。1987年には玉葱振興会総会において、減農薬栽培の推進を組織決定し、生産面は生産組織、販売面は農協が対応することになり、「低農薬タマネギ」という表示で府県市場への出荷が開始された。

1991年には「フードプラン事業」への参加を開始し、その積極的推進のため「フードプランの会」を設立している。取扱品目は減農薬たまねぎと減農薬馬鈴薯であり、取り組み当初の農家戸数・栽培面積はどちらも1戸、0.5haであった。フードプラン馬鈴薯の栽培面積の方が大きいのが、これは除草作業に対する労力がたまねぎに比べさほどかからないことによる。また、フードプランに取り組んでいる農家は概して日々の圃場観察をきちんと行うことができ、優れた技術を持ち、かつ非常なリスクを伴うことから、比較的良好な経営を行っている農家に限られていると言える。

1995年には訓子府町における環境保全型農業に対する積極的な取り組みが認められ、農水省「第1回環境保全型農業コンクール」(註9)において玉葱減農薬部会が優秀賞Ⅰ(全中会長表彰)を受賞している。また、ユーコープ事業連合(註10)に対して馬鈴薯男爵の産直を開始するなど、販路の開拓・拡大にも力を注いでいることがわかる。

1996年には馬鈴薯、たまねぎ、米の特別栽培農産物生産組織間の連携と、さらなる販路の拡大等を目的として「訓子府町クリーン農業推進協議会」が設立されている。また、この年初めて行われたフードプラン全国産消交流大会に対して7人の生産者が参加するなど、消費者との交流に対しても非常に積極的であることが特徴的である。

1997年には訓子府町馬鈴薯耕作組合において「減農薬栽培」を推進することが決定され、その内部組織である「減農薬部会」により減農薬・有

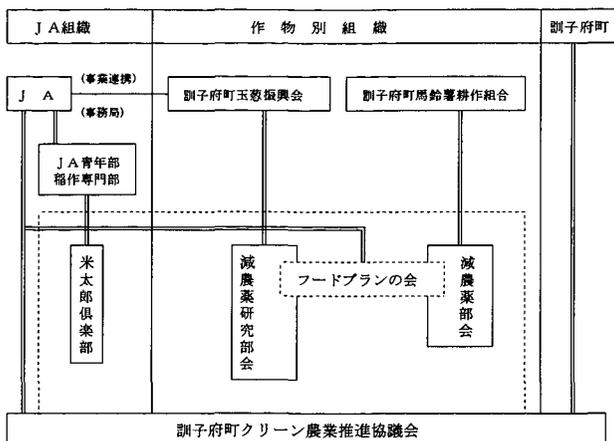


図1 訓子府町クリーン農業推進協議会機構図  
(資料)「訓子府町農協資料」より作成。

表1 訓子府クリーン農業推進協議会会員数及び面積推移

(単位: ha・戸)

組織名	減農薬玉葱		フードプラン玉葱		フードプラン馬鈴薯		米太郎倶楽部		減農薬馬鈴薯		合計	
	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数
1987年	3.0	14									3.0	14
1988年	6.0	20									6.0	20
1989年	8.0	18									8.0	18
1990年	15.0	22									15.0	22
1991年	17.0	25	0.5	1	0.5	1					17.5	26
1992年	25.0	37	2.0	4	1.0	3	0.8	3			26.8	43
1993年	21.0	30	2.5	5	1.6	4	0.5	4			23.1	38
1994年	20.0	23	5.0	9	7.8	10	1.5	4			29.3	47
1995年	31.0	34	5.2	8	12.0	13	3.5	9			46.5	56
1996年	32.0	37	9.3	9	19.5	13	3.6	10			55.1	60
1997年	33.0	35	12.2	12	20.0	14	3.4	9	13.2	14	69.6	72

(資料) 図1に同じ。

註) 減農薬玉葱にフードプラン玉葱含む。

機栽培への取り組みが開始されている。1997年現在における減農薬馬鈴薯への取り組み農家は14戸、栽培面積13.2haであり、フードプラン馬鈴薯への取り組み農家は14戸、栽培面積は20.0haとなっている。

### 3) 減農薬研究部会の設立と取り組み内容

1987年に減農薬たまねぎの栽培が開始され、1991年にはフードプランに参画するなど販路の開拓・拡大が進み、それに伴って栽培農家も着実に増加していったことから、1992年に訓子府町玉葱振興会の内部組織として「減農薬研究部会」が設立された。本部会は減農薬・有機栽培技術の確立

による栽培者の定着化、取り組み農家間の連携、栽培技術等の情報交換、減農薬・有機栽培技術の向上等を目的とし、部会の会員数は1991年当初25人でのスタートであったが、1997年現在では35人にまで増加している。ただし、1993年・1994年には主として気象の影響から、減農薬たまねぎにおいて非常な減収にみまわれたために会員数の減少がみられる。

次に減農薬研究部会の活動内容についてみると、生産面では①減農薬栽培基準の設定と遵守、②栽培技術の改善に係わる試験展示圃の設置、③栽培計画及び栽培管理記録表の提出、④圃場確認の実施による圃場の登録、⑤先進事例等の視察研修及

び研修会の開催、⑥生産資材の斡旋供給、となっている。栽培基準に関しては、まず土づくりを基本にし、堆肥等有機物の投入による地力の向上に努めている。そのため、堆肥投入目標を10a当たり3t以上とし、EM菌による発酵堆肥の施用の推進を行っている。さらに収穫跡地にエン麦などの緑肥作物の栽培を行うことで土壌の健全化を図っている。また栽培の種類を3種類（註11）に分けることで、個々の農家がそれぞれの栽培技術・労働力保有状況等に合わせて環境保全型農業に取り組むことを可能としている。さらに栽培面積に関して、栽培初年度は栽培面積を50aを限度とし、それ以降は前年度面積の2倍以下に設定することで着実に減農薬栽培を確立させていこうとしており特徴的である。活動内容の6点目である生産資材の斡旋供給は農協における取り扱いが少ないためである。有機質肥料について農協が堆肥供給事業（註12）を行っているほか、個々の農家は管内の約70戸の酪農家と提携して、牛糞主体の堆肥投入を行っている。

このような減農薬研究部会の生産面に対する取り組みにより、減農薬栽培技術レベルの着実な高まりがみられる。慣行たまねぎの平均農薬散布回数が殺菌剤15回、殺虫剤10回、除草剤1.5回の計26.5回であるのに対し、減農薬たまねぎでは殺菌剤5.3回、殺虫剤2.3回の計7.6回と、3分の1以下の農薬散布回数となっている。

次に減農薬研究部会における活動内容を販売対策・消費者との交流についてみると、①農水省ガイドライン（註13）に基づく包装表示の実施、②訓子府町学校給食センターへの食材供給及びAコープでの常設販売、③消費者向け宣伝及びメッセージカードの作成、④販路の開拓と生産費を基礎とした適正価格の実現、⑤贈答用ギフトの販売、⑥消費者と生産者の理解認識を深めるための消費地及び産地交流会の実施、という6点を挙げている。また、精算方法についても細かい取り決めを行っている。まず除草剤使用格差を設けており、雑草処理剤を使用した場合、10a当たり10,000円の減額となる。さらに、先に述べた栽培ランク別に格差を設けており、減化学肥料栽培の場合、無化学肥料栽培に比べ10%の減額とされている。

次に農協における有機農産物の流通販売対策についてみると、まず栽培開始当初は販路がなく販路開拓・確保に力を注いでいる点が指摘できる。これは訓子府町におけるたまねぎにおいては、すでに北見地区共計共販体制（註14）が確立されており、主として生産体制や施設整備等に力が注がれたために、訓子府町農協独自の販売ルートが存在しなかったことによる。このような状況のもと、販売先を求めて大手量販店や自然食品流通等への交渉を積極的に展開したが、取り組み当初は販路開拓・確保を果たせずにいた。しかし、1991年にコープこうべによるフードプラン事業に初年度か

表2 減農薬たまねぎの年次別供給数量

(単位: 20kg, c/s)

	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
関西よつ葉会		2,375	4,360	3,660	1,701	1,225
同 (18kg)					1,470	2,743
熊本大同青果			1,100	2,402	9,075	7,975
福井青果	41,087		27,872	12,199	22,358	23,351
マルセイ道央青果				7,030	18,676	12,650
浦和青果			5,225	1,650	550	
大和農水産					2,200	2,950
東京丸生青果						825
東京諸口						1,434
札果			130	500		
フードプラン	1,062	5,676	5,260	11,315	14,250	27,973
ホクレン石狩野菜センター			1,925		5,500	20,182
小売り	70		240		138	266
計	42,219	66,152	46,112	38,756	75,918	101,574

(資料) 図1に同じ。

註) 1992年は58,101 c/sの行き先不明あり。

表3 減農薬馬鈴薯の年次別供給数量  
(単位:10kg, c/s)

	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
関西よつ葉会 同 (18kg)	1,630	1,375	2,620	1,480	750	975
熊本大同青果					1,126	802
福井青果		725	792	2,161	1,100	1,630
札幌				668		
コープこうべ				221	789	
フードブラン	1,003	2,436	3,913	21,073	27,698	41,295
小売り		100				431
計	2,633	4,636	7,325	25,603	31,463	45,283

(資料) 図1に同じ。

ら参加し続け、また定時・定量・定品質の減農薬農産物を安定的に供給できる産地として評価が定着したこと等の理由から、近年は市場関係を始めとして生協、量販店、消費者団体等の需要が増加し、供給先も多元化している。

また消費者との顔の見える信頼関係の構築にも力を注いでいる。年に数回、特に秋の収穫時期を中心に消費者及び市場関係者等を迎えて圃場視察や産地交流を行い、加えて消費者との意見交換の場を求めて消費地にも積極的に出かけ消費者への農業理解を深めるとともに消費地の情勢把握に努めている。

#### 4) 成果と今後の課題

環境保全型農業への取り組みがもたらした成果としてまず指摘できるのは生産者の意識改革である。環境保全型農業に取り組み、積極的に消費者との交流を行うことで、流通の過程や消費の実態把握が可能となり、生産に専念するだけでなく生産物イコール商品としての認識を自覚し、消費者ニーズに対して主体的に対応していこうとする意識が高まったと言える。またさらに、環境保全型農業非実践農家においても環境問題に対する意識は高まっていると言える。それは例えば、訓子府町における土づくりへの関心の高まりに現れている。1986年における床土幹旋は870トンであったのが1996年には2,030トンへと増加しているし、堆肥幹旋は4,650トンから7,100トンへと増加している。緑肥作物の作付面積にいたっては1986年には作付けがなかったが、1996年には697haと増加している。

また農協による販売ルートの開拓・確保という点についても環境保全型農業への取り組みがもたらした成果の一つとして考えられる。取り組み以前まで農産物の販路の開拓・確保は主としてホクレンに依存してきたため独自販売ルートがなかったが、環境保全型農業推進を契機として、販路を求めて独自販売ルートの確保に力を注いでいる。これは販路開拓・確保におけるホクレン依存体制から脱却し、ホクレンとの間における連帯関係を創造する上で非常に意義のあることである。

またさらに、環境保全型農業への取り組みを契機として都市住民との交流が活発になる中で、交流空間としての質的向上を図るための農村の生活環境の一層の整備や農村景観の充実化を目的とした農協女性部による景観コンテストの実施等の各種取り組み、農園や農業体験研修等、生産者と消費者の触れ合いの場の拡大は、環境保全型農業への取り組みの成果と言えよう。

次に環境保全型農業への取り組みにおける今後解決すべき課題についてみると、まず減農薬・有機栽培技術の確立が挙げられる。一般に減農薬栽培・無化学肥料栽培等は、例えば長雨や低温など気象の影響を受けやすく、慣行農産物に比べ収量が不安定であり、また品質低下を起しやすいため、訓子府町においては取り組み開始後10年以上が経過するが、やはり同様の状況にあるため、気象の影響を克服し安定的に生産を確保していく技術の確立することが課題となっている。また現状では農家間格差があるが減農薬農産物は慣行農産物に比べ約10%の減収となっていることから、いかにして収量を高めていくかということも課題の一つ

である。さらにこの減収の程度は農家の減農薬・有機栽培技術レベルによりかなりのばらつきがみられることから、いかにして栽培技術を平準化・高度化していくかということも今後解決すべき課題である。

次に指摘できるのは減農薬・有機栽培に伴う労力負担・コストの増加という問題である(註15)。減農薬・有機栽培は地力対策のための有機物、微生物資材の施用や除草作業に伴う労働力負担の増加、また農業に変わる有機質肥料等の利用に伴うコストの増加等をもたらしているが、これら生産費の増加が価格に充分には反映されていないため、生産者の増加が微増にとどまっていると考えられる。減農薬・有機栽培に伴う生産費の増加・労力負担の増加をいかにして抑えていくか、また減農薬農産物においていかにしてさらなる高価格を実現していくかが今後の課題として考えられる。

また訓子府町における取り組みでは先に述べたランク分けでみると、ランクA(有機栽培)への取り組み農家がわずか3戸であり、ランクC(減農薬・減化学肥料栽培)が中心となっている。今後有機農産物の供給増加が予想される中で、いかにランクCをランクBへ、さらにランクAへとグレードを上げていくかということも今後の課題と言える。

また現在、訓子府町において減農薬・有機栽培が行われている品目は米、たまねぎ、馬鈴薯の3品目に限られる。例えば有機農業推進の先進的事例として有名な大分県下郷農協では、野菜に限ってみても年間43品目を供給するなど、米の一部を除くすべての生産物において有機栽培を行っている。そして有機農業を基軸として地域農業振興に努めている。訓子府町においても今後いかにして品目数を増やしていくか、つまり農協が取り組みることにより、「点的」取り組みを「線的」取り組みへとレベルアップさせていった状況を、今後いかにして「線的」取り組みから「面的」取り組みへと発展させていくかということも課題の一つと考えられる。

#### 4. 環境保全型農業の推進条件

ここでは先に述べた今後環境保全型農業に取り組む予定のない農協におけるその理由が、訓子府

町農協における取り組みではどのように解決がなされているのか、あるいはいまだ解決がなされないままの取り組みであるのかについての検討を行う。

まず最初に「生産コストや手間がかかる」という点についてであるが、この点は先に述べたように訓子府町においても充分に解決がなされているとはいえない状況にある。このことが訓子府町において環境保全型農業に取り組む生産者の増加を一定程度抑えている要因となっているのであるが、このような状況のもとで、減農薬研究会は試験展示圃における栽培技術の改善に向けた取り組みや先進地視察・研修会への参加などにより、生産コストの低減や作業の省力化に努めており、農協はさらなる高価格の実現に力を注いでいるのである。また、この「手間がかかる」という点については品目によって差がみられる。訓子府町においてはたまねぎよりも馬鈴薯の減農薬・有機栽培に取り組む生産者の増加が著しいが、これは先に指摘したように、たまねぎよりも馬鈴薯の方が除草作業に労力がかからないことがその主要因であると考えられる。

次に「生産者がいない」「農家の関心が薄い」という点についてであるが、訓子府町においてはまずはじめに生産者の取り組みがあった。よって現在生産者がいない農協とは状況が異なるわけであるが、この生産者サイドの自発的な動きを無視することなく減農薬部会等の設立や農協が環境保全型農業に取り組むことで生産者間での環境保全型農業に対する関心が高まったということが指摘できよう。

また「必要な数量が確保できない」という点については、慣行栽培に比べ収量が減少するという点はいまだ完全には解決がなされていないが、減農薬研究会等を設立し、農協が環境保全型農業に関与することで生産者が取り組みやすい状況をつくり、生産者を増加させることで解決しようとしている。また、大きなロットによる有利販売の実現を目指すのではなく、小さなロットでも供給先を多元化することによりこの問題点に対応している。

「安定需要が見込めない」という点については、先に産直等における需要の不安定性を指摘したが、

表4 訓子府町におけるたまねぎ栽培面積・生産量の推移

	全体			減農薬栽培			
	面積(ha)	生産量(t)	反収(t)	面積(ha)	生産量(t)	反収(t)	戸数(戸)
1987年	704	34,500	4.9	3	169	4.5	14
1988年	632	30,300	4.8	6	243	4.220	
1989年	714	38,500	5.4	8	422	5.0	18
1990年	710	35,500	5.0	15	689	4.6	22
1991年	750	39,000	5.2	17	841	4.8	25
1992年	807	44,400	5.5	25	1,331	5.2	37
1993年	881	51,100	5.8	21	1,075	5.1	30
1994年	863	36,200	4.2	20	783	3.9	23
1995年	862	45,600	5.3	31	1,480	4.8	34

(資料) 図1に同じ。

訓子府町ではこの問題点を農協による積極的な販路開拓・確保により供給先を多元化・分散化させることによって回避しようとしている。

「品質が悪い」という点については、減農薬研究部会では品質目標として①消費流通上からも現品審査のC品以上の品位を目標とする。②品質保持のため、適期作業に努める。③栄養成分分析及び農薬残留分析を抽出して行う、という3点を掲げ外観的品質・内容的品質の両面での向上に努めているが、やはり慣行農産物に比べ外観的品質において劣っており、いまだこの問題点については解決されていない状況にある。しかし、フードプラン事業への取り組みをみてもわかるように、現状ではこの点が環境保全型農業に取り組む上での大きな障壁とはならないものと思われる。

「販路がない」という点については、先に述べたように訓子府町においても取り組み開始当初は販路がないという状況にあった。しかし、農協による積極的な販路開拓の展開の結果、現在では供給先も多元化している。この点については農協が環境保全型農業に取り組む上での絶対的な障壁では決してなく、販路の開拓・確保に伴う業務の増加・煩雑化に対する恐れ、また、販路開拓・確保を経済連に依存してきた体制からの脱却の必要性という問題が環境保全型農業に対する取り組みを妨げているのである。逆にいえば、環境保全型農業に対する取り組みが農協における事業に対する主体性の確立、さらには販売面における経済連との連帯関係の形成に結びつくと言える。

次に「指導できる営農指導員がない」という点についてであるが、訓子府町農協では主として

指導面については普及センターに依存している。農協による営農指導では減農薬・有機栽培に対しては特別な指導をしておらず、また訓子府町農協の営農指導体制は専任1人、兼任2人の計3人体制で管内の他農協と比べても少ない体制である。また、この指導体制については減農薬研究部会における栽培技術の研究・確立に向けての取り組みが大きな役割を果たしている。現在各地で展開されている環境保全型農業への取り組みにおいては、主として生産面は部会・研究会等が担当し、販売面は農協が担当するという役割分担ができており、この問題点が環境保全型農業に取り組む上で大きな障壁となるとは考えられない。

## 5. おわりに

このように訓子府町農協においても必ずしもすべての問題点が解決されているわけではないが、減農薬・有機栽培技術の確立・向上、供給先の多元化等生産者・農協がともに積極的に問題点の解決に向けて努力している、つまり問題を内在しつつも環境保全型農業を発展させていることが指摘できよう。また、農協が環境保全型農業に取り組む上での決定的な障壁は存在しないと考えられる。しかしその一方で農協による環境保全型農業の推進が今だ一部に限られていることも事実であり、これは先に述べたこれまでの農協による共選共販体制の維持・推進という点が非常に大きいように思われる。例えば北海道の七飯町農協ではマリーゴールドの栽培による環境保全型農業の推進に成功しているが、共選共販体制の強固性のゆえに農産物の差別化・高付加価値化を実現し得ていない。

つまりこれまでの共選共販体制が強固であればあるほど、環境保全型農業推進という新しい流れへの転換は困難であると言えよう。しかし着々と環境悪化が深刻化する中であって、新農基法調査会（食料・農業・農村基本問題調査会）答申では、環境保全型農業（自然循環型の持続的な農法）への転換が盛り込まれているし、農協大会決議や各種アンケート結果をみても農協における環境保全型農業に対する意識は確実に高まってきている。また農家の農協ばなれが叫ばれる中で農家を農協に結集し農協の事業基盤を強化し、農協における事業に対する主体性の発揮、さらには経済連との連帯関係を創造する上でも農協が環境保全型農業に取り組むことは農協自体にとって意義のあることと考えられ、また訓子府町における土づくりへの関心の高まりにみられるように、農協が取り組むことで環境保全型農業非実践農家に対しても環境保全型農業への意識が高まるなど、農協が環境保全型農業の普及のために果たす役割は大きい。今後農協は既存の共販体制の維持・推進という方向だけでなく新たな環境保全型農業の推進という方向性を明確に位置づけ、積極的に対応していく必要があるだろう。

## 註

（註1）農水省は環境保全型農業を「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義している。本報告でもこの定義と同義で用いる。

（註2）岡部守『共同購入と産直』pp. 197-202参照。

（註3）JA全農「グリーンレポート No. 278」（1997. 7. 1）より。

（註4）生産者・生産者グループ等、単位農協、市町村、農協中央会、都道府県を対象にアンケート形式で行われた調査である。単位農協は調査対象農協数2915、有効回答数657、回収率22.5%となっている。

（註5）大森寛文は大森 [16] の中で、農産物の品質を「農産物の中身とは直接関係なく、色、艶、大きさ、形などの外形や、デザイン、包装の仕方などの側面に主として焦点を当てたものを「外観的品質」、農産物がかもつ栄養性や安全性などの側面からみたものを「内容的品質」として2区分している。本報告でもこの定義と同義でこの用語を使用する。ただし大森は「内容的品質」に食味を含めていないが、本報告において

は「内容的品質」に食味を含めて使用する。

（註6）生産者、農協、外食業者・加工業者及び消費者を対象としてアンケート調査票の直接郵送により行われた調査である。農協調査では、調査対象農協数2673、有効回答数1108、回収率は41.5%となっている。

（註7）1997年5月1日現在。

（註8）「人と自然にやさしい食べものづくり」というコンセプトのもとに1988年9月からコープこうべにより行われている大型産直事業である。

（註9）環境保全型農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改善に取り組み、地域社会の発展に貢献している農業団体等を表彰し、その成果を広く紹介することで、環境保全と農業に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながる環境保全型農業の面的拡大に資することを目的としている。全国環境保全型農業推進会議により主催され、第1回コンクールでは大賞（農林水産大臣賞）8事例、優秀賞Ⅰ8事例、優秀賞Ⅱ9事例、奨励賞として23事例が選定されている。なお北海道では、訓子府町玉葱振興会以外に、大賞に穂別町はべつメロン生産部会が、優秀賞Ⅰに七飯町野菜生産出荷組合が選ばれている。

（註10）コープかながわを中心とした関東の生協で組織される事業連帯組織。

（註11）ランクAを有機栽培、ランクBを減農薬・無化学肥料栽培、ランクCを減農薬・減化学肥料栽培としている。

（註12）訓子府町では訓子府町地力対策連絡協議会（町、農協、普及センター、農家の代表者により構成）が、生産者から希望数量を取りまとめ、足寄町開拓農協及び地力畜産実験牧場と取引契約を締結して、パーク堆肥や牛糞堆肥を購入している。パーク堆肥及び牛糞堆肥は輸送業者に委託し一括集荷するとともに、希望に応じてブレンド・調整して生産者に配送している。代金は農協が生産者から輸送経費を含め徴収し、原料供給者及び輸送業者に支払っている。取引量は年間5,000~6,000トンであり、トン当たり2,000~2,500円で生産者に供給している。

（註13）有機農産物等の表示を統一するために、1992年10月1日に制定、1993年4月1日から実施されている。ここでは有機農産物等を「有機農産物」「転換期間中有機農産物」「無農薬栽培農産物」「無化学肥料栽培農産物」「減農薬栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」に区分している。このガイドラインは1996年12月に、有機農産物とその他の区分の明確化、栽培責任者及び確認責任者の役割の明確化、表示ガイドラインと生産管理要領の一体化を目的として改正されている。

（註14）現在、北見市農協、相内農協、上常呂農協、温根湯農協、訓子府農協、端野農協、置戸農協、留辺蘆農協、美幌農協、東藻琴農協、津別農協、常呂農協、女満別農協の13農協が参加している。

(註15) 例えば(財)農産業振興奨励会による「平成7年度 有機農業等生産流通消費調査委託事業報告書」によると、「有機農業等と通常栽培との労働時間の比較」では、「通常栽培と同程度」22.3%、「10～20%程度多い」32.7%、「30～40%程度多い」19.8%、「50%程度以上多い」8.7%となっている。また、「今後有機農業等を縮小したい理由」(複数回答)では「労働力不足」が63.9%と最も高い割合となっているなど、減農薬・有機栽培に伴う労働時間の増加、労働負担の増加が大きな問題となっていることがみてとれる。

(註16) このため、移植作業を5月15日まで、収穫作業を10月5日までに行うこととしている。

#### 引用・参考文献

- [1] 合田素行「日本における環境保全型農業の現状とその可能性」『農業経済研究』第68巻第2号, 1996年, pp. 88-96
- [2] J A全農・J A全中『環境保全型農業と地域活性化』家の光協会, 1996年
- [3] J A全農・J A全中『これからの環境保全型農業』家の光協会, 1997年
- [4] 増田佳昭『環境保全型農業とマーケティング』『環境保全型農業へのアプローチ』滋賀県立短期大学農学部閉科記念出版編集委員会編, 滋賀県立短期大学, 1995年, pp. 281-296
- [5] 中村修「米産直・地産地消における農協の役割と課題」『協同組合奨励研究報告』第17輯, 1991年, pp. 365-402
- [6] 日本生活協同組合連合会『1860万人の生協産直』コープ出版, 1996年
- [7] 野見山敏雄「産直流通の大規模化と農協の対応に関する研究」『協同組合奨励研究報告』第23輯, 1997年, pp. 225-245
- [8] 小川華奈「有機農産物の認証制度とJ Aの販売事業の新戦略」『協同組合奨励研究報告』第23輯, 1997年, pp. 379-411
- [9] 大森寛文『農産物における品質向上対策の意義と限界』北海道大学大学院農学研究科修士論文, 1991年
- [10] 保田茂「有機農業の可能性と協同組合の役割」『協同組合奨励研究報告』第4輯, 1979年, pp. 513-542